

監査公告第 12 号

定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による上下水道部の定期監査を加賀市監査基準（令和 2 年加賀市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 2 年 11 月 27 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

上下水道部 定期監査結果報告

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査期間

令和2年10月9日から令和2年11月9日まで

第3 監査の対象

上下水道部の令和2年度（令和2年9月末現在）財務に関する事務及び行政事務の執行状況、物品・施設の管理状況

第4 監査の着眼点

- (1)財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2)行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3)コロナ禍における令和2年度の経営的（財源的）対策が図られているか。
- (4)水道大口事業者の自己水源対策に関する取り組みが検討されているか。
- (5)2つの浄化センターの統廃合計画とストックマネジメント計画の事業内容に整合性が図られているか。

第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（事情聴取の主な項目は別記のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第6 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、行政事務の執行状況、所管の物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第7 留意事項

地方自治法第199条第12項の規定のとおり、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとし、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならないこととなっているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

上下水道部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 水道事業、下水道事業の経営について
2. 下水道加入促進について
3. 新型コロナウイルス感染症の影響について
4. 老朽管更新事業の今後予定について
5. 導送水施設整備事業の今後の事業予定について
6. 加賀市下水道事業計画区域の見直しについて
7. 下水道施設の老朽化対策と処理区の統合について